

## 大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年大府市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者等による届出)

第2条 条例第12条第1項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 管理者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 管理者等の連絡先
- (4) 管理組合の運営状況
- (5) 建物の修繕に関する計画等
- (6) 管理事務の委託状況
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条各項の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第1号様式）によって行わなければならない。ただし、同条第2項又は第4項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

3 条例第12条第3項の規定による届出は、同条第1項又は第3項の規定による届出を行った日から5年を経過する日までに行わなければならない。

(立入調査員証)

第3条 条例第13条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（第2号様式）によるものとする。

(マンション分譲事業者による届出)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) マンション分譲事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) マンション分譲事業者の連絡先
- (4) 管理組合の運営方法の案
- (5) 建物の修繕に関する計画等の案
- (6) 管理事務の委託予定

(7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による届出は、市長が定める日までにマンション分譲計画届出書（第3号様式）によって行わなければならない。ただし、同条第2項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

(勧告)

第5条 条例第15条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第16条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告に係るマンションの名称及び所在地

(3) 勧告の概要

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。